

議第七十二号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和八年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和八年五月八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

別紙

岐阜県条例第二十一号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する特定業務施設」の下に「（次条第一項第一号において「特定業務施設」という。）」を加える。

第二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「当該設備」の下に「（法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次号において同じ。）」を加える。

第三条中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。